

C L I F F O R D  
C H A N C E



日本の投資協定に基づく請求の制限期間

## 重要なポイント

- 投資協定とは、2カ国以上の国家間で締結される国際法上の協定であり、投資家による海外への投資や事業活動を保護するものです。
- 投資協定は、外国政府の作為又は不作為により投資価値が違法又は不当に奪取又は毀損された場合に、投資家が損害賠償を請求できるようにするものであり、政治的リスクを軽減します。
- 大半の投資協定は、一方の締結国と他方の締結国の投資家との間で投資に関する紛争があった際その仲裁に同意する、という旨の国際仲裁条項が含まれている場合、強制力があります。
- 日本が締結している投資協定の大半は、投資家による仲裁の申し立てについて制限期間を設けています。制限期間及び期間の計算方法は協定によって異なります。
- 制限期間の終了後に仲裁の申し立てがなされた場合、請求は認められない、又は管轄外と判断される可能性があります。
- 本稿では、日本と外国政府との間で現在締結されている、又は現在有効な、二国間投資協定の制限期間の概要を解説します。



## はじめに

二国間投資協定(BIT)とは、その締結国の「投資家」の権利を定めるため二国間で締結された国際法上の契約をいいます。投資協定の目的は、一方の締結国の投資家が他方の締結国の領域内で行う投資を促進し、保護することにあります。

日本と外国政府との間で現在締結されている、又は現在有効なBIT(以下、「日本のBIT」といいます。)の大半において、日本国内で設立された会社は「投資家」の定義に含まれます。日本のBITは、外国政府が日本の投資家の投資の価値を損なうような国家主義的、不公平又は差別的な措置をとるリスクを軽減することを目的としています。日本企業が投資家として日本のBITにおいて受ける保護は広範です。

例えば、日・ベトナム投資協定は、ベトナムで事業を行う日本企業の権利を定めています。この協定に違反して、ベトナムが日本の投資家の投資を国有化したり、その投資価値を損なう不当な措置を講じたりした場合には、当該日本の投資家は、協定に基づき損害賠償請求をすることができます。請求が認められれば、当該投資家は、投資家及び国家間の紛争解決に関する条約(ICSID条約)又は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)のいずれかに基づき、150を超える法域において執行可能な国際仲裁判断を得ることができます。

近年、日本企業が投資協定に基づいた請求を行う例が増えています。例えば、スペインが再生可能エネルギーに関する規制の枠組みを変更した後に、日本企業4社がスペインに対して仲裁を申し立てました。これらの請求は、日本を含む多国間の投資協定であるエネルギー憲章条約に基づき行われました。

投資協定において、「投資」という用語は広義に定義されており、株式投資に限らず様々な投資を対象としています。一般的に、日本のBITは、ローン、不動産、知的財産、契約上の権利、ライセンスに基づく権利並びにあらゆる形態の有形資産及び無形資産が「投資」に含まれるとしています。

しかし、契約上の請求権と同様に、BITに基づく請求は、制限期間の適用を受ける場合があります。すなわち、特定の期間内に請求を行わなければ、外国政府に対する仲裁の申し立てが認められない可能性があります。したがって、外国政府と紛争状態にある日本投資家は、BITに基づく保護を受けている場合、時間の経過により請求を行う権利を喪失してしまうことのないよう、係るBITに定められている制限期間を正確に認識しておく必要があります。

本稿では、そのような制限期間に関する規定や原則について解説します。また、日本のBIT(又は、投資に関する章を含む日本と外国政府との間の二国間経済連携協定)のうち、投資に関する紛争の解決を目的とする仲裁条項を含むものにつき、その制限期間に関して当事務所が行った分析をまとめていますので、併せてご参照ください。



## 投資協定に基づく請求の制限期間

日本のBITの大半は、(i) 国際投資紛争解決センター(ICSID)と呼ばれる世界銀行の組織に付託された仲裁、又は(ii) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則に基づく仲裁のいずれかにおいて、外国政府に対して協定上の権利を執行し請求する権理を日本企業に付与しています。

ICSIDの仲裁は、超国家レベルで機能する独立した仲裁プロセスです。すなわち、仲裁の準拠法は、ICSID条約及びICSID規則に加えて、BIT及び国際法を含みます。BITに明示的な規定がない限り、一般的に、特定の国の国内法は、BITに基づく投資家と政府間の紛争には適用されません。つまり、国内法で定められている出訴期限は、投資協定に基づく請求には適用されず、BITにおいての制限期間のみが適用されます。

このアプローチは、国際裁判所によって認められています。例えば、Gavazzi対ルーマニア事件において、仲裁廷は次のような判断を下しました。

「国際法に準拠する仲裁手続においては、(国内法ではなく)国際法のみが制限期間を設定することができる。ICSID条約、BIT及び国際法全体において、協定上の請求に関する制限期間は含まれていない。明確な法規定がない限り、制限期間によりICSIDの仲裁を阻止することはできない。」

しかし、投資協定に制限期間が含まれており、投資家はその制限期間内に請求を行わなかった場合、被請求国が「当該請求は時効により認められない」と主張する可能性が高くなります。

ICSID制度外で行われる請求(例えば、UNCITRAL規則に基づいて行われる請求)についても、投資協定に定められた制限期間が有効となります。

実際には、制限期間の計算に影響を与える事実は複雑であることが多く、当該請求が時効であるか否かを判断するにあたり、それらの事実を仲裁廷が慎重に考慮する必要があります。

## 制限期間の計算

投資協定に明示的に制限期間が定められていない場合は、制限期間を考慮する必要は原則としてありません。しかし、そのような場合でも、損失が生じてから、又は、請求の原因となった事由を知ってから(正当な理由なく)長い期間が経過した後に請求が行われた場合、仲裁廷によっては当該請求の考慮において慎重になる場合があります。また、そのように、長い期間が経過した後に請求が行われた場合、それは投資家の権利放棄になると被請求国が主張するおそれがあります。最終的にそのような主張が認められなかったとしても、仲裁手続の時間及び費用が増大する可能性があります。

投資協定に制限期間が定められている場合、制限期間がいつから始まるのかを正確に把握する事が重要です(例えば、損失が生じてからなのか、投資家が請求の原因となった事由を知った時点から(又は知るべきであった時点から)なのか、等)。投資協定によってアプローチは異なります。

さらに、多くの場合、投資協定に基づく請求を行う前に、協議・交渉を行うこと、又は一定の期間待つこと(「クーリングオフ」)が必要となります。交渉やクーリングオフのために設けられた期間が厳格な法的要件であるか否かについて、仲裁廷は様々な見解をとっていますが、そのような交渉やクーリングオフのために設けられた期間を制限期間の計算に含めるのが最善です。

## 分析から判明した主な事項

当事務所は本稿を作成するために、日本のBIT<sup>1</sup> を検討しました。下記の表に、各BITに関し、以下の条項の有無について記載しています。

- (i) 交渉及び/又は協議を求める条項
- (ii) 損失の発生や請求の原因となった事由を知ったことなどの「トリガー事由」から計算される、制限期間の指定
- (iii) 書面による協議及び/又は交渉のために設けられた期間が経過するまで、仲裁を開始することができないという旨の条項
- (iv) 仲裁開始の意思を記載した書面による通知を提出した後、特定の期間(クーリングオフ期間等)が経過するまでは仲裁を開始することができないという旨の条項

仲裁権を維持することを希望する場合、投資家は、制限期間を計算するにあたって、上記すべての規定を考慮する必要があります。

本稿及び添付書類は概要であるため、請求を検討している投資家は、関連する投資協定及び事実関係についてリーガルアドバイスを受けるべきです。特に、制限期間のスタートポイントとなるトリガー事由に関する文言については、注意して確認することが必要です(例えば、基準となるのは損失が発生した時点なのか、請求の原因となる投資協定の違反について知った時点なのか、又はその両方なのか、等)。

分析の結果、以下の傾向が浮かび上がってきました。

**1.** 初期に締結された日本の投資協定には、制限期間が必ずしも定められていませんが、最近の投資協定では、一般的に、請求人である投資家が請求の原因となる投資協定の違反について最初に知った日(若しくは、最初に知るべきであった日)、及び/又は当該投資家が損失若しくは損害を被ったことを知った日から3年間、という制限期間が含まれています。

しかし、投資協定によって、かなり細かい表現の違いやニュアンスの違いがあります。例えば、制限期間を計算する上で、請求の原因となる投資協定の違反について知った日と損失が生じたことを知った日を区別している協定もあれば、この2つを一緒にしている協定もあります。

**2.** 日本のBITの大半においては、投資家が仲裁を開始する前に、外国政府と協議・交渉を行うこと、及び/又は、クーリングオフをすることが求めており、そのための期間が設定されています。

**3.** 時間に関する要件や通知に関する条項に加えて、日本の投資協定の中には、仲裁の申し立てを行う前に(又は行った後に)特定の手続を行うことを要求するものもあります。例えば、日・バーレーン投資協定においては、(i) 投資家がBITに基づく仲裁に同意すること、及び(ii) 仲裁の対象となっている要件に関して行政手続又は司法手続を開始又は継続する権利を(少なくとも仲裁が完了するまでは)放棄することを、投資家が書面で確認しない限り、仲裁を申し立てることができません。請求を行う投資家は、このような要件を慎重に確認する必要があります。係る要件に従わない場合、請求が認められるか否かについて異議申立がなされる可能性があります。

<sup>1</sup> 日本のBIT(又は、投資に関する章を含む日本と外国政府との間の二国間経済連携協定)のうち、投資に関する紛争の解決を目的とする仲裁条項を含むもの。

# 付属書類：

日本の投資協定における  
請求の制限期間条項に関するサマリー



## 日本の投資協定における請求の制限期間条項に関するサマリー

**注記:**この表は、日本のBIT<sup>2</sup>に基づく請求の制限期間条項の概要です。BITの詳細な条項はケース・バイ・ケースでの検討が求められ、特定の制限期間に関する質問・不明点等についてはリーガルアドバイスを受ける必要があります。さらに、下記の表において、BITに特定の制限期間を設定する条項があるとの記載がある場合、その条項を遵守しなかった場合、必ずしもそれが投資家の請求権に致命的な影響を与えるとは限りません。しかし、定められた制限期間の遵守については保守的に行動することが最善です。

二国間投資協定					
	外国政府	制限期間に関する条項の有無・概要			
		交渉又は「クーリングオフ」期間	制限期間	書面による通知	申立の意思通知
1.	アルゼンチン	含まれる	3年		仲裁申立を行う90日前
2.	アルメニア	含まれる	3年		仲裁申立を行う90日前
3.	バーレーン	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
4.	バングラデシュ	含まれる	期限の指定なし		
5.	ブルネイ	含まれる	3年	仲裁付託の5ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
6.	カンボジア	含まれる	3年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
7.	チリ	含まれる	3年		仲裁申立を行う90日前

<sup>2</sup> 日本のBIT(又は、投資に関する章を含む日本と外国政府との間の二国間経済連携協定)のうち、投資に関する紛争の解決を目的とする仲裁条項を含むもの。

二国間投資協定					
	外国政府	制限期間に関する条項の有無・概要			
		交渉又は「クーリングオフ」期間	制限期間	書面による通知	申立の意思通知
8.	中国	含まれる	期限の指定なし		
9.	コロンビア	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う45日前
10.	コートジボワール	含まれる	3年		仲裁申立を行う90日前
11.	エジプト	含まれない	期限の指定なし		
12.	ジョージア	含まれる	3年		仲裁申立を行う90日前
13.	香港	含まれる	期限の指定なし	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による申立通知が求められる	
14.	インド	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
15.	インドネシア	含まれる	3年	仲裁付託の5ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
16.	イラン	含まれる	期限の指定なし	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による申立通知が求められる	
17.	イラク	含まれる	5年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による申立通知が求められる	
18.	イスラエル	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による申立通知が求められる	仲裁申立を行う90日前



二国間投資協定					
	外国政府	制限期間に関する条項の有無・概要			
		交渉又は「クーリングオフ」期間	制限期間	書面による通知	申立の意思通知
19.	ヨルダン	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
20.	カザフスタン	含まれる	3年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
21.	ケニア	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
22.	韓国	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
23.	クウェート	含まれる	5年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
24.	ラオス	含まれる	3年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
25.	マレーシア	含まれる	3年	仲裁付託の5ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
26.	メキシコ	含まれる	3年	仲裁付託の180日前に、書面による協議要請が求められる	

二国間投資協定					
	外国政府	制限期間に関する条項の有無・概要			
		交渉又は「クレーリングオフ」期間	制限期間	書面による通知	申立の意思通知
27.	モンゴル	含まれる	3年	仲裁付託の120日前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
28.	モンゴル	含まれる	3年	仲裁付託の120日前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
29.	モザンビーク	含まれる	3年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
30.	ミャンマー	含まれる	3年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
31.	オマーン	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
32.	パキスタン	含まれる	期限の指定なし		
33.	パプアニューギニア	含まれる	5年	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
34.	ペルー	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
35.	ロシア	含まれる	期限の指定なし		
36.	サウジアラビア	含まれる	5年間	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前

二国間投資協定					
	外国政府	制限期間に関する条項の有無・概要			
		交渉又は「クーリングオフ」期間	制限期間	書面による通知	申立の意思通知
37.	シンガポール	含まれない	3年		仲裁申立を行う90日前
38.	スリランカ	含まれない	期限の指定なし		
39.	スイス	含まれる	5年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
40.	タイ	含まれる	2年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
41.	トルコ	含まれる	期限の指定なし		
42.	ウクライナ	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
43.	アラブ首長国連邦	含まれる	5年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
44.	ウルグアイ	含まれる	3年	仲裁付託の6ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	仲裁申立を行う90日前
45.	ウズベキスタン	含まれる	期限の指定なし	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	
46.	ベトナム	含まれる	期限の指定なし	仲裁付託の3ヶ月前に、書面による協議要請が求められる	

## チームの連絡先



**PETER HARRIS**  
Partner  
東京

T: +81 3 6632 6635  
E: peter.harris@cliffordchance.com

**杉原 奈都子**  
Partner  
東京

T: +81 3 6632 6681  
E: natsuko.sugihara@cliffordchance.com

**HANS MENSKI**  
Partner  
東京

T: +81 3 6632 6669  
E: hans.menski@cliffordchance.com

**阿部 裕介**  
Partner  
東京

T: +81 3 6632 6332  
E: yusuke.abe@cliffordchance.com

**MOHSUN ALI**  
Senior Associate  
東京

T: +81 3 6632 6418  
E: mohsun.ali@cliffordchance.com

**西 理広**  
Partner  
東京

T: +81 3 6632 6622  
E: michihiro.nishi@cliffordchance.com

**大平 ステファニー**  
Qualified Lawyer  
東京

T: +81 3 6632 6408  
E: stephanie.ohira@cliffordchance.com

# CLIFFORD CHANCE

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスを行うものではありません。

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

クリフォードチャンス法律事務所, 外国法共同事業, 〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1丁目1番1号, パレスビル3階

© Clifford Chance 2023

Abu Dhabi • Amsterdam • Barcelona • Beijing • Brussels • Bucharest • Casablanca • Delhi • Dubai • Düsseldorf •  
Frankfurt • Hong Kong • Houston • Istanbul • London • Luxembourg • Madrid • Milan • Munich • Newcastle • New York •  
Paris • Perth • Prague • Riyadh • Rome • São Paulo • Shanghai • Singapore • Sydney • Tokyo • Warsaw • Washington, D.C.

AS&H Clifford Chance, a joint venture entered into by Clifford Chance LLP.

Clifford Chance has a best friends relationship with Redcliffe Partners in Ukraine.